

初級簿記

【第17回】

全経簿記対策（Ⅰ）



受験する級をどうするか

2級&3級、3級&4級のW受験もOKです。

- 日商簿記3級+ α に挑戦！
 - 全経簿記2級（13:00～、1,700円）を受験してください。
 - 合格 ⇒ 中間試験を100点に修正
- 日商簿記3級にリベンジ！
 - 全経簿記3級（10:40～、1,400円）を受験してください。
 - 合格 ⇒ 中間試験を80点に修正
- 簿記わけわからん！
 - 全経簿記4級（13:00～、1,200円）を受験しましょう。
 - 合格 ⇒ 中間試験を60点に修正

簿記の基本

- ◆ 仕訳とは

- ◆ 勘定科目と金額を使用して記録する簿記独特の方法

- ◆ 転記とは

- ◆ 仕訳の際に各勘定科目ごとに増減を記録し、集計をしやすくする

- ◆ 試算表

- ◆ 勘定記入が正しく行われているかを確認するための表

- ◆ 貸借対照表

- ◆ 期末における財政状態を明らかにする表
- ◆ 資産（借方）、負債（貸方）、純資産（貸方）で構成される

- ◆ 損益計算書

- ◆ 会計期間に置ける経営成績を明らかにする表

2014/06/12 費用（借方）と収益（貸方）で構成される

現金仕入・現金売上

● 商品の現金仕入

- 商品の仕入は、**仕入勘定**で処理する。
- 商品1,000円を仕入れ、代金は現金で支払った。
- (借) 仕入 1,000 (貸) 現金 1,000

● 商品の現金販売

- 商品の販売は、**売上勘定**で処理する。
- 商品1,000円を売り上げ、代金は現金で受け取った。
- (借) 現金 1,000 (貸) 売上 1,000

掛仕入・掛売上

● 商品の掛仕入

● 代金を支払う義務（債務）を**買掛金勘定**で処理する。

● 商品1,000円を仕入れ、代金は掛とした。

● （借）仕入 1,000 （貸）買掛金 1,000

● 上記、買掛金1,000円を現金で支払った。

● （借）買掛金 1,000 （貸）現金 1,000

● 商品の掛売上

● 代金を受け取る権利を**売掛金勘定**で処理する。

● 商品1,000円を売上げ、代金は掛とした。

● （借）売掛金 1,000 （貸）売上 1,000

● 上記、売掛金1,000円を現金で回収した。

● （借）現金 1,000 （貸）売掛金 1,000

建設仮勘定

- 建物等を建設するには一定の期間が必要となる。建設に伴う工事代金の支出額を建設仮勘定で処理する。

- 代金引渡し時

- ×1年4月1日に建物の建設のため、建設会社と10,000,000円で契約し、同時に工事着手金2,000,000円を小切手で支払った。

- (借) 建設仮勘定 2,000,000 (貸) 当座預金 2,000,000

- 完成・引渡し時

- ×2年7月31日に建物が完成し引渡しを受け、翌日から使用を開始した。契約金額の残額8,000,000円を小切手で支払った。

- (借) 建物 10,000,000 (貸) 建設仮勘定 2,000,000

当座預金 8,000,000

株式会社とは

- 日商3級、全経3級は個人商店を前提
 - 店主が出資者＝経営者
- 日商2級、全経2級は株式会社を前提
 - 株主が出資者 ≠ 経営者
- 株式会社とは
 - 細分化された社員権（株式）を有する株主から有限責任の下に資金を調達して株主から委任を受けた経営者が事業を行い、利益を株主に配当する、法人格を有する企業形態である。

株式の発行

- 会社設立時の株式発行
- 原則：資本金＝**払込金額の全額**
 - ×1年4月1日、株式1,000株を1株あたり100,000円で発行し、払込金は現金で受取り、会社を設立した。
 - （借）現金 100,000,000 （貸）資本金 100,000,000
- 例外：資本金＝**払込金額の1/2以上**
 - ×1年4月1日、株式1,000株を1株あたり100,000円で発行し、払込金は現金で受取り、会社を設立した。なお、資本金組入額は「会社法」で認められる最低限度額とする。
 - （借）現金 100,000,000 （貸）資本金 50,000,000
資本準備金 50,000,000

株式の発行

- 増資（会社設立後の株式発行）
- 原則：資本金＝**払込金額の全額**
 - ×7年4月1日、株式100株を1株あたり200,000円で発行し、払込金は現金で受取った。
 - （借）現金 20,000,000 （貸）資本金 20,000,000
- 例外：資本金＝**払込金額の1/2以上**
 - ×7年4月1日、株式100株を1株あたり200,000円で発行し、払込金は現金で受取った。なお、資本金組入額は「会社法」で認められる最低限度額とする。
 - （借）現金 20,000,000 （貸）資本金 10,000,000
 - 資本準備金 10,000,000

繰延資産

- 繰延資産

- 支出した期に全額を費用としないで、翌期以降に繰延べることが認められた費用

- 創立費（償却期間：5年以内）

- 会社設立のために支出した費用をいいます。会社設立の際の株式の発行費用を含む。

- 開業費（償却期間：5年以内）

- 会社設立後、営業開始までに支出した費用をいう。

- 株式交付費（償却期間：3年以内）

- 株式発行のために支出した費用をいう。

- 社債発行費（償却期間：社債の償還期間内）

- 社債発行に際し、支出した費用をいう。

繰延資産

◆ 支払時

- ◆ 創立費300,000円および開業費500,000円を現金で支払い、繰延資産として処理した。

- ◆ (借) 創立費 300,000 (貸) 現金 800,000

- ◆ 開業費 500,000

◆ 決算時

- ◆ 決算に際し、創立費300,000円および開業費500,000円を償却した。なお、法定の最長期間にわたり償却する。

- ◆ (借) 創立費償却 60,000 (貸) 創立費 60,000

- ◆ 開業費償却 100,000 開業費 100,000